

白子町第5期障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画・
第4期障がい児福祉計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

白子町第5期障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定業務

2. 目的

国や県の動向、白子町障害者をめぐる環境やニーズを的確に把握し、白子町が取り組むべき課題や障害者福祉施策の方向性、障害福祉サービスの目標量等を定める、第5期障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画を策定することを目的とする。

3. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成 (①から③を一体的に策定する)

①第5期障がい者基本計画 (障害者基本法第11条第3項の規定に基づく計画)

②第8期障がい福祉計画 (障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく計画)

③第4期障がい児福祉計画 (児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく計画)

(2) 計画の期間

①令和9年度から令和14年度まで

②令和9年度から令和11年度まで

③令和9年度から令和11年度まで

4. 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 業務内容

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

障害福祉をめぐる施策動向、白子町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、障害者(児)の現況動向及びサービスの利用状況等について、白子町が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) アンケート調査の実施支援

障害者の意識、生活実態で抱える問題等を調査し、家庭や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握をするためアンケート調査を行う。

調査票の印刷、配布・回収に必要な作業は、委託者が行う。受託者は調査票の設計及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
配布数	300票（1種類）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、障害種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

（3）施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果をとりまとめるとともに、評価を行う。また、（1）及び（2）の分析結果等を踏まえて課題をとりまとめ、新たな計画において重点的に取り組む事項等を検討する。

（4）障害福祉サービスの推進方策の検討

計画対象者数を推計し、障害福祉サービス等の各年度における見込量を算定するとともに、確保策を検討する。

（5）計画骨子案・素案の作成

計画の構成、施策体系等の検討を行い、課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容を協議する。

（6）パブリックコメントの実施支援

白子町が計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

（7）会議の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会の運営について、会議資料を作成するとともに、必要に応じて会議に出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成、計画への反映を行う。

（8）本業務に関する情報提供

障害者施策に関する動向は、日々目まぐるしく変化しており、本計画は

国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣府、こども家庭庁等において指針の公表や会議が行われた際には、公表内容等の要約版を作成して委託者に提供するとともに、計画書案への反映を検討する。

(9) 障害者・障害児施策に関する情報提供

障害者・障害児施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある事例提供を行う。事例提供内容は、類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の人口、担当部局名、目的・特色等を含む先進事例を少なくとも30件以上収録すること。

本事例集の作成にあたっては、受託者が既に自ら収集・編集している先進事例等を基礎資料とし、それらを再編纂・整理のうえ、取りまとめるものとする。

成果品は冊子として納品し、第1回の策定委員会で参考資料として提示するため、同委員会の1週間前までに納品すること。

(10) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

6. 成果品

- (1) アンケート調査結果報告書（A4判、100頁程度）：データ納品
- (2) 障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（A4判、100頁程度、1色刷り）：100部・データ一式
- (3) 情報提供資料一式
- (4) 障害者・障害児に関する全国先進事例集冊子（30件以上掲載）：PDFデータ及び簡易製本5部

7. 受託者の責務

受託者は、業務の遂行上知り得た情報等を業務以外の目的に使用してはならない。なお、業務の終了等によりその者が業務を行わなくなった後も同様とする。

8. その他

- (1) 本業務を進めるにあたっては、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は個人情報保護に関する条例を遵守するとともに、プライバシーマーク認証の取得を要する。

- (2) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、双方で協議のうえ、決定する。
- (3) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、白子町に帰属するものとする。